

南あわじ市にぎわいづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、観光、産業並びに文化の振興を目的に、市の魅力を県内外へ発信し、にぎわいを創出する事業を行う団体及び事業者に対し、予算の範囲内において南あわじ市にぎわいづくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、南あわじ市補助金等交付規則（平成17年南あわじ市規則第147号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助事業者)

第2条 補助金の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、観光協会、観光事業所、商工会、商工業者、自治会又はNPO法人等が協働して自主的に事業を行う市内の団体及び事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に当たるもの
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる活動目的としているもの
- (3) その他関係法令を厳守していないもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内外からの観光交流人口の増加を図ることに寄与するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象経費が300万円以上であること
- (2) 県内外への広告宣伝費が対象経費に100分の5を乗じて得た額と20万円を比較して少ない方の額以上であること
- (3) 環境保全に配慮した事業であること

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 特定の個人又は団体の利益の目的とするもの
- (2) 公共の福祉に反すると認められるもの

(3) 専ら営業を目的とするものであり、観光振興、産業振興及び文化振興と関連のないもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業の実施に必要なもののうち、旅費、謝礼金、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、材料費、保険料、会場費、レンタル・リース費、その他市長が適当と認めるものとする。ただし、次の各号に掲げる経費は除く。

- (1) 補助事業者の事務所等の維持管理経費
- (2) 補助事業者の経常的な事業運営経費
- (3) 補助事業者の構成員に対する人件費及び謝礼
- (4) 支出内容の不明確な経費
- (5) 補助事業者が支払った事実を明確に確認できない経費
- (6) 他の補助金等の交付対象となっている経費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、社会通念上適切と認められない経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額と250万円を比較して少ない方の額とする。

2 前項に規定する補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとする。

(申請)

第6条 規則第4条に規定する申請は、にぎわいづくり事業補助金交付申請書（様式第1号）により申請しなければならない。

(審査)

第7条 市長は、規則第5条第1項に規定する交付決定に当たり、次の各号に掲げる方法により審査を行う。

- (1) 書類審査
- (2) プレゼンテーション及びヒアリング

2 前項第2号に掲げる方法による審査は、南あわじ市にぎわいづくり事業審査委員会が行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第6条第1項の市長が別に定める期日は、規則第5条第3項に規定する補助金等交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内に、規則第10条に規定する実績報告書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消通知)

第10条 市長は、規則第16条第1項の規定により補助金の取消しの決定を行った場合は、にぎわいづくり事業補助金交付決定取消通知書(様式第2号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還期限)

第11条 規則第17条第1項に規定する期限は、前条に規定する交付決定取消通知を受けた日の翌日から起算して15日以内とし、同条第2項に規定する期限は、補助金確定の通知を受けた日の翌日から起算して15日以内とする。

(関係書類の整備及び保存)

第12条 補助事業者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿及び証拠となる書類を整理し、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

にぎわいづくり事業補助金交付申請書

年 月 日

南あわじ市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

にぎわいづくり事業を行うに当たり、補助金の交付を受けたいので、南あわじ市にぎわいづくり事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業名
- 3 事業内容 事業計画書のとおり
- 4 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 企画概要書
 - (4) その他必要と認める書類

様式第2号（第10条関係）

にぎわいづくり事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長

年 月 日付け第 号で通知した補助金の交付決定について、
次の理由により取消したので、南あわじ市にぎわいづくり事業補助金交付要綱
第10条の規定により通知します。

- 1 事業名
- 2 交付決定を取消した額 円
- 3 取消しの理由